

平成29年2月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

平成29年3月3日（金）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について（資料①）

吉田保健福祉部長

2月定例会に追加提出をいたしております、次世代人材育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

私のほうからは、一般会計予算及び特別会計予算の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきます。引き続きまして、順次、関係部長等から御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まずお手元に御配付の次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料（その3）の1ページをお願いいたします。

一般会計の総括表でございます。関係する4部局で、予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、12億1,758万3,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、414億5,794万円となっております。

最上段に記載してございます、保健福祉部関係につきましては、13億815万3,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は305億5,504万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。特別会計の総括表でございます。総括表の一番下の計欄に記載しておりますとおり、1,044万2,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、15億1,147万4,000円となっております。

3ページをお願いいたします。部別主要事項説明でございます。保健福祉部関係におきましては、保健福祉政策課をはじめ6課で、予算の補正をお願いしておりますが、主なものについて、順次御説明させていただきます。

初めに、保健福祉政策課関係でございます。老人福祉費の摘要欄①のエ、後期高齢者医療制度基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する保険料軽減相当額が当初見込みより少なかったことにより、1億1,002万8,000円の減額補正を行うものであります。

以上、保健福祉政策課合計といたしましては、1億5,284万3,000円の減額となっております。

次に、医療政策課関係でございます。医務費の摘要欄③のア、医療提供体制確保総合対策事業費につきましては、徳島大学における寄附講座の設置に要する経費等が、当初の見込みより少なかったことにより、3,088万8,000円の減額を行うものであります。

以上、医療政策課の合計といたしましては、8,599万6,000円の減額となっております。

4ページをお願いいたします。広域医療課関係でございます。医務費の摘要欄①のア、小児救急医療総合対策事業費につきましては、小児救急に係る相談件数の増加に伴い、電話料金が当初の想定を上回ったこと等によりまして、36万円の増額補正を行うものでございます。

以上、広域医療課合計といたしましては、92万6,000円の増額となっております。

次に健康増進課関係でございます。公衆衛生総務費の摘要欄②、子どもはぐくみ医療助成費につきましては、小学校修了までの医療費助成が当初見込みを上回ったことによりまして、1億2,181万6,000円の増額を行うものであります。

以上、健康増進課合計といたしましては、1億7,058万3,000円の増額となっております。

次に地域福祉課関係でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、福祉・介護人材確保対策事業費につきましては、補助額の実績見込みが当初見込みを下回ったことにより減額を行うものであります。地域福祉課の合計といたしましては、1,349万3,000円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。長寿いきがい課関係でございます。老人福祉費の摘要欄⑤のア、介護給付費負担金は、介護給付費の伸びが当初見込みを下回ったことから、7億9,679万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費でございますが、補助対象市町村において今年度予定していた介護保険施設の整備工事が、一部次年度以降になったことにより、3億4,861万6,000円の減額を行うものでございます。

以上、長寿いきがい課合計といたしましては、12億2,733万円の減額となっております。

以上、保健福祉部関係では、最下段に記載のとおり、補正前の額318億6,319万8,000円に対しまして、今回補正額13億815万3,000円の減額となり、補正後の予算額は305億5,504万5,000円となっております。

次に、説明資料の12ページをお開きください。繰越明許費でございます。

長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費につきましては、補助対象市町村における介護保険施設の整備工事の完了予定が次年度になることから、5億3,621万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。

以上が、2月定例会に追加提出しております、保健福祉部関係の案件でございます。報告すべき事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田尾県民環境部長

それでは、2月定例県議会に追加提出いたしました県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

説明資料(その3)の1ページをお開きください。県民環境部の一般会計歳入歳出予算額につきましては、補正額の欄に記載のとおり、1億210万1,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は100億8,083万4,000円となっております。補正額の財源内訳に

つきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。特別会計についてでございます。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、1,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は2億522万6,000円となっております。

次に、主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

6ページをお開きください。男女参画・人権課でございます。目名、婦人保護費におきましては、婦人相談所や婦人保護施設の運営費の所要額見込み等に基づき、1,004万5,000円の増額をお願いしております。男女参画・人権課合計では、919万5,000円の増額となり、補正後予算額は1億1,617万5,000円となっております。

次世代育成・青少年課でございます。目名、児童福祉総務費の摘要欄④の保育事業振興費については、保育士確保のための保育士修学資金貸付事業に係る国庫補助金の増額により、1億9,155万1,000円の増額などをお願いしております。

7ページを御覧ください。次世代育成・青少年課合計では、9,338万1,000円の増額となり、補正後予算額は99億2,046万3,000円となっております。

次に県民スポーツ課では、目名、体育振興費について事業の所要額の見込みにより、47万5,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、1,419万6,000円となっております。

8ページをお開きください。次に、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきましては、貸付金の申込額が当初見込みを下回ったこと等により、1,000万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、2億522万6,000円となっております。

続きまして、12ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。

次世代育成・青少年課所管の児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの整備に要する経費として1,862万2,000円を、一時保護所費では中央こども女性相談センター一時保護所の大規模改修事業に要する経費として6,443万9,000円を、更に児童福祉施設整備事業費では、認定こども園等の整備に要する経費として6億1,019万5,000円を、それぞれ繰り越すこととしております。

続きまして、13ページを御覧ください。次に、変更分でございます。

次世代育成・青少年課所管の徳島学院費について、徳島学院の寮舎の大規模改修に要する経費として、御承認いただいている1億7,300万円の繰越予定額を、1億8,500万円へ補正をお願いするものであります。これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行の遅れなど計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰越しの御承認をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。

なお、県民環境部において報告事項はございません。御審議よろしくお願い申し上げます。

岡田商工労働観光部副部長

続きまして、商工労働観光部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計に係る補正予算でございます。補正額の3段目に記載のとおり、233万1,000円の減額をお願いしてお

り、補正後の予算総額は、6億7,901万9,000円となっております。なお、補正額の財源につきましては、財源内訳欄に、上段括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。補正額の2段目に記載のとおり、中小企業・雇用対策事業特別会計におきまして、44万2,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、13億624万8,000円となっております。

続きまして、9ページをお開きください。課別の主な補正事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、企業支援課でございます。女性の創業加速化推進事業におきまして、国の交付金事業における交付決定や事業実績の見込みに伴い、合計で53万1,000円の減額をお願いしております。

次に、労働雇用戦略課でございます。雇用促進費の摘要欄①、中高年齢失業者等雇用促進費におきまして、シルバー人材センター等に対する補助事業の実績見込みに伴い、200万円の減額をお願いしており、合計で180万円の減額となっております。

続きまして、10ページをお開きください。労働雇用戦略課の中小企業・雇用対策事業特別会計の働き輝く！とくしまづくり応援事業におきまして、事業実績見込みに伴い、44万2,000円の減額をお願いしております。

以上が、今議会に追加提出をいたしております、商工労働観光部関係の案件でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表で

ございます。教育委員会関係につきましては、総括表の下から2段目にございますように、920万円の減額補正をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、1億4,250万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

11ページをお開きください。部別主要事項説明でございます。

まず、学校教育課でございますが、教育指導費の①、学校教育振興費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどにより、29万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

次に、人権教育課でございますが、教育指導費の①、生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、11万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

最後に、生涯学習課でございますが、社会教育総務費の①、青少年教育費におきまして、ア、放課後子供教室推進事業など各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で、878万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページをお開きください。繰越明許費の追加でございます。生涯学習課の青少年教育費では、放課後子供教室推進事業におきまして、繰越予定額750万円をお願いするものでございます。

以上が、教育委員会関係の案件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

喜多委員

先日の新聞の報道で、婚活支援拠点、マリッサとくしまということで、51組のカップルが成立して、そのうちの1組が結婚まで結び付いたという記事がありました。それで、これができて半年が過ぎましたが、とくしまマリッジサポートセンター、マリッサとくしまが順調にうまく推移しているなと思いました。

いろいろ先般の総務委員会でも出ましたが、課題もあろうと思いますが、その課題が今後どのように反映されていくかも含めて、課題とその解決に向かってどのように進められておるのか、お尋ねをいたします。

川村次世代育成・青少年課長

ただいま、喜多委員からマリッサとくしまの課題と今後の取組について、御質問を頂きました。県では、今年度を結婚支援強化元年と位置付けまして、これまでにはない一歩踏み込んだ結婚支援に取り組むことといたしまして、昨年7月末、結婚支援の拠点となりますマリッサとくしまをオープンしたところでございます。

マリッサとくしまでは、システムを導入いたしまして出会いイベントの開催でありますとか、1対1のマッチング、いわゆるお見合い事業を、結婚を希望していらっしゃる20歳以上の独身の方に会員になっていただきまして運営しているところでございます。この会員数をいかに増やしていくかということが現在のマリッサの課題であると認識しております。

現状を申し上げますと、例えばマッチング会員、お見合いの会員でございますが、2月28日現在で282名、これまで順調に会員数を増やしてまいりましたけれども、当初、私どもが目標としておりましたのが400名ということで、この目標には至っていないところでございます。この課題に向けまして、まずはマリッサとくしまを皆様に知っていただくということが重要であると考えております。これまで、各種メディアを通しまして広報に力を入れてまいりました。それとともに、例えば企業、商工関係、農業団体等に働き掛けを行ってきたところでございます。

こうした中で、いろいろな御意見もお伺いしておりまして、例えば南部・西部県域の方も御利用しやすいように出張登録会を開催したり、また、外国人の方についても手続きしやすいように易しい日本語表記、それからルビを振った書類にするなど、対応をしております。これからも、更に広報に力を入れてまいりますとともに、県民の皆様からの御意見・御要望を可能な限り取り入れさせていただきまして、マリッサとくしまのサービスを充実させ、会員の増加に努めたいと考えております。

喜多委員

282名ということで、できたらいろいろな団体とか、いろいろな企業とかにも積極的に働き掛けていただいて、400名の目標に頑張っていただきたいなと思います。

そこで、阿波の縁むすびサポーターが重要な役目をしておるということでございますけれども、このサポーターには、どのような方が認定されて、その期間というのはどのぐらいになっておりますか。

川村次世代育成・青少年課長

サポーターについて御質問をいただきました。阿波の縁むすびサポーターと申しますのは、例えば出会いイベントに参加をしている方の背中を押す、助言をしていただいたり、カップルになった方の交際フォローをしていただく、ボランティアで行っていただく方でございます。

婚活中でない方、結婚相談所など、婚活関連業を営んでおられない方、それから、営業目的や勧誘目的でない方を認定させていただいております。

認定期間につきましては、例えば今年度認定された方につきましては3月31日までとなっております、現在、更新の手続を行っているところでございます。

喜多委員

例えば、サポーターに認定された時点では、婚活関連の仕事に就いていなかったが途中で就いた場合は、どうなりますか。

川村次世代育成・青少年課長

サポーターに認定された時には婚活関連業についていなかったけれども、途中でそういうお仕事に就いた方につきましては、認定の際にサポーターを希望される方にはお一人お一人丁寧に面接をさせていただきまして、要件等を確認した上で御本人に誓約書を書いていただいております。認定要件を満たさないという事実が確認されましたら、もちろん認定を取り消すこととなります。独身者の背中を押して、出会いから結婚まできめ細やかに支援をしていただきますサポーターの役割と申しますのは、この結婚支援につきまして非常に重要な部分、重要な役割であるというふうに認識をしておりますので、今後、県民の皆様が安心してこの結婚支援を御利用いただけますように、例えば研修内容を充実させるとか、サポーターさんの認定、それから養成につきまして力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

喜多委員

場を設けていろいろ世話をされるだけではないに、阿波の縁むすびサポーターというのは本当にこれからもというか、ずっと重要な役目をしていくのではないかなと思っております。この記事にもありますように、結婚が成立した人の話でも、県の運営なので安心して参加できたということで、本当になかなか県外でも県の運営というのは少ないように聞いております。この大きなメリットを生かして、いろいろと団体等が行っている場合もありますけれども、特に徳島の場合は県が運営というすばらしい信頼感、安心感で多くの人に参加できるというメリットを生かして、これからも積極的に働き掛けをしていただいて、まずこの400人を目標に達成できるように頑張ってもらいたいということを要望しておきたいと思っております。

それと、もう一つは、今は結婚しない人が多い、これは結婚は本人の自由でございますけれども、そして子供さんが授からないという家庭も多い中で、せっかくできた子供さんを虐待ということで、子供さんにとって本当に頼るのは親ということの中で、親から虐待を受けるというこの悲惨な状況が増えておるように思います。その現状というか、虐待の現状がどうなっておるのか、分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

東條子ども・子育て支援室長

児童虐待の現状についての御質問でございます。県内、本県の3か所の子ども・女性相談センターの中で対応いたしました、平成27年度の児童虐待対応の相談件数は、654件ということでございまして、過去最多でございました平成26年度の710件よりは65件ほど減りましたけれども、件数は依然として高い水準にあると考えております。平成28年度前期、9月末まででございますけれども、このような件数は今年度351件で、こちらも非常に高い件数となっております、依然として児童虐待の対応件数、高い水準にございまして、非常に危惧している状況にあるということでございます。

喜多委員

県の児童相談所と市町村を併せて相談体制に万全を期しておるということで、何の事例でも一緒ですけれども、相談者が行けるというのは本当に全てでないというか、隠れた虐待もたくさんあって、そこへ行ける体制、通報がある、本人の通知もあるか、いろいろと体制によって本当に大変な事態でなかったら、なかなか相談に行かないという状況もあるという中で、654件、去年に比べたら、おとしと比べたら減っているようでございますけれども、以前に比べたら大分増えているように思っております。

そして、その虐待を受けた子どもの安全安心を取り戻すプロジェクトということで、新年度で挙がっておりますけれども、どのようなことでその虐待を防ぐというか、相談所の強化を進めていくのか、お尋ねをいたします。

東條子ども・子育て支援室長

虐待を受けた子どもの安全安心を取り戻すプロジェクトということで、平成29年度の当初予算で二つの事業を新規に要望させていただいております。背景といたしましては、もちろん今、委員のほうからございました児童虐待対応件数が年々増加傾向にありまして、しかも複雑困難なケースが増加しているということで、全ての児童が健全に育成されるように、児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策の更なる強化が必要ということでございまして、それに伴いまして児童福祉法の改正が昨年6月に行われたところでございます。

こちらの柱の一つといたしまして、児童相談所と市町村の役割の明確化でございますとか、体制の強化ということがうたわれております。具体的には、県の児童相談所では複雑困難な児童虐待の事案への迅速的確な対応や市町村の助言、指導を行う。市町村におきましては児童の身近な場所における継続的な支援を行うということでございます。これらの法改正に的確に対応する形で、平成29年度の新規事業といたしまして虐待関係職員の専門性強化事業をさせていただくということで考えております。一つには、児童相談所の体制

強化ということで、弁護士の配置ということでございます。法改正に対応する形で、昨年10月に中央子ども女性相談センターに3名の非常勤の弁護士の方に就いていただきました。これにつきましては、来年、中央2名、南部に1名、西部1名ということで人数の増加により機動的な法的困難ケースへの対応を行ってまいりたいと考えております。

また、法で義務付けられました研修ということで、全ての児童福祉司の資質向上に向けまして、児童福祉司の任用前講習でございますとか、任用後の研修、またスーパーバイザーの研修ということが法的に義務付けられましたので、こちらに対応するとともに、本県独自といたしまして性虐待の初期対応力の専門性強化研修なども行っていきたいと考えております。

また、市町村の体制強化への支援といたしまして、市町村におきましても要保護児童対策地域協議会の事務局に保育士ですとか保健師の専門職を配置することになりましたので、そちらに向けての研修を検討して実施いたしまして、体制強化を支援していくということ。また、児童福祉法の改正の柱の一つといたしまして、被虐待児童への自立支援ということがございます。そちらに向けましては対象児童と親子関係再構築事業といたしまして、新規事業でございますけれども、親子関係の再構築に向けたプログラムを専門家等に委託いたしまして、そういった支援プログラムを実施していくという事業を考えまして、こちらの二つでプロジェクトとして、より子供たちが安心して健やかに暮らせる社会の実現を目指していきたいと考えておるところでございます。

喜多委員

新たに弁護士を2名、1名、1名ということで対応していくということと、児童福祉司に対する講習強化をしていくということで、大変に良いことだと思います。親子というか、立ち入れん場合が多く、情報がなかなか相談所なりに伝わらないというのも被害を大きくする原因の一つではないのかなと思いますけれども、そういう意味で弁護士が新たに加わってこれからの相談を強化していくというのは、本当に大事なことで思っております。隠れた虐待も含めて、いろいろとこれからも対策を期待する一人でございますので、徳島って虐待がないなというように。安心して子供さんが大きくなるというのは本当に大変だろうと思っております。これからも一層強化をお願いしておきたいと思っております。

それと、福祉・介護現場への女性等の参入ということで、福祉に対する働き手が少ないという中で、新たな女性などによる現場への参入事業について、現状とか取組についてお尋ねをいたします。

酒巻地域福祉課長

ただいま、喜多委員のほうから平成29年度の新規事業として御審議いただいております福祉・介護職場への女性等算入促進事業についてということで、御質問を頂いております。福祉・介護人材の不足は非常に慢性的に続いているという状況がございまして、これまでも福祉・介護職場のイメージアップを行うというような啓発事業、また求職者、また求人者の実際のマッチングを行う就職ガイダンスフェアなどを行いまして、実際の求職、福祉人材の就職活動につなげていく、また、就職された方の、その後もスキルアップを図るというような幅広い事業を県社会福祉協議会に福祉人材センターというのを設置させていた

だきまして進めてきているところでございます。

ただ、国の研究におきましても、更に福祉・介護人材の裾野を広げていくということが必要であるということも議論されておりまして、現在も女性の介護職の方は、県内で約1万3,000人おり、非常に女性職員が多い職場ではございますけれども、改めて新年度におきまして、子育て中の女性の方、また、今後福祉・介護現場に就職を考えていらっしゃる方に対して啓発事業等々を行って、また、具体的な職場での体験でございましたり、新たな短時間勤務、働き方のようなものを御提案させていただきながら、新たな介護人材の裾野を広げていきたいということで250万円で新規事業を御提案、御審議いただいているところでございます。背景と新規事業の概要ということでございます。

喜多委員

子育て中の女性を対象にした出前講座、体験講座を実施して、女性の働く場を広げたということで、これからも前と併せてですけれども、絶対的な人数が少ない中で介護人材の確保ということで、これからも積極的に進めていってほしいと思います。

それと、訪問看護ということで、先日も、5年ごとに1回公表される平均寿命が、女性が0.69歳延びて86.99歳、男性が1.20歳延びて80.75歳ということで、毎年延びて、女性は1位だったんですか、男性は1位ではないんですけれども、世界に誇る長寿国ということになっています。そういう中で、徳島県の人口は減っておりますけれども、いわゆる高齢者が増えて、それから、病院でなかなか看護ができません、治療ができない中で在宅ということでこれからも進めるという国の方針もありますけれども、なかなか家でおって看護・介護をしてもらいにくいという現状の中で、これからの在宅医療、訪問看護の充実ということが是非とも必要でないのかなと思います。将来的には高齢者も、あと何十年か先には高齢者がいなくなるという時代がこようと思いますけれども、それはもう大分先の話で、取りあえずは高齢者が増えて、病院でもおらしてくれんという中で、在宅が増えていく中で、特に本人がどこで最期を迎えたいのですかということで、家という答えが半数以上という中で、この訪問看護ということが更に必要になってくるのではなかろうかと思っております。現状と対策についてお尋ねをいたします。

原田医療政策課長

ただいま、喜多委員のほうから訪問看護の現状並びに対応について御質問を頂きました。全国に先んじて2020年、3年後の平成32年になりますけれども、高齢者人口がピークを迎える本県におきましては、住み慣れた地域で自分らしく安心して療養生活を送ることができる、徳島ならではの地域包括ケアシステムの構築が急務となっております。その中で在宅医療の充実も図っていかねばならないという状況でございます。

とりわけ、在宅医療推進の大きな柱となります訪問看護につきましては、療養者や家族を最も身近に支え、医療と介護をつなぐ橋渡し役として大きな役割が期待されておりますことから、訪問看護提供体制の基盤整備と訪問看護の人材の確保、この2本柱で事業を推進いたしております。

まず、訪問看護提供体制の基盤整備につきましては、訪問看護ステーション海部、あるいは訪問看護ステーション半田という県内各医療圏ごとに訪問看護のまず拠点を整備いた

しまして、身近な地域で訪問看護サービスを受けられる体制整備に取り組むとともに、平成27年1月には安全で質の高い訪問看護を提供するために、県の看護協会内に徳島県訪問看護支援センターを設置いたしまして、専門的知識やスキルを持った専門看護師、認定看護師が訪問看護師に助言指導を行う研修、相談機能の充実、あるいは、訪問看護ステーション間の連携強化を図るためのネットワークシステムの構築を推進しております。

また、さらに本県におきましては面積の約8割を山地が占めるという特徴を有しておりますことから、山間部の訪問看護の推進モデルといたしまして、那賀町に訪問看護ステーションのサテライトを設置いたしまして、その運営支援を行っているところでございます。

また、人材の確保といたしまして、訪問看護師確保対策でございますけれども、本県では訪問看護ステーションに従事する看護職員が全看護職員の2.4パーセントということで、まだまだ少のうございます。これは平成26年の業務事業届、これは直近の統計になりますけれども、看護職員の数が全県で1万2,959名、そのうち訪問看護に携わる方は309名ということでございます。そのうちまた79.6パーセントが40歳以上ということで、課題として新卒者の就業者が少ないというところがございます。こういう状況でございますので、我々といたしましては訪問看護のこころ普及啓発DVDを作成いたしまして、訪問看護師を目指す、まず看護学生の増加等を図りますとともに、今後、訪問看護師を含む看護人材の確保に向けまして、全国初となる徳島県医療人材育成機関認証制度を今般創設いたしまして、先月の15日には病院や訪問看護ステーションなど、第一弾となります33施設に対しまして知事のほうから認証書を交付したところでございます。

今後におきましても、これまでの取組の成果を更に充実させながら、県内どこでも等しく訪問看護が受けられる体制づくりを目指す、訪問看護全県展開応援事業などを通じまして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の整備にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

これからますます訪問介護、在宅医療というのがいやおうなく増えてくる時代になってくるのではなかろうかと思っております。そういう意味で、本人の希望も含めて、繰り返しになりますけれども、家で最期を迎えたいというのは多くの人が望むところになると、その体制づくりがやはり一番大事ではなかろうかと思えます。人間誰しも元気で長生きしたいという思いがありますけれども、秦の始皇帝の時代に不老長寿の薬を探しに行った。しかし、結果的にはそれがなかったということで、やはり大切なのは、できるだけ健康を保持して、そして家で安らかに最期を迎えるというのが人間の目的の一つ、人によって違いますけれども、一つではないのかなと思います。そういう意味で、この訪問介護の充実ということも併せてこれからも力を入れてやっていって、徳島県は病院が多い、そしてお医者さんの数も多い、それに併せて健康な長生きできる、そういう徳島県であってほしいなということを要望して終わります。

上村委員

まず、先ほど説明のあった資料その3で、4ページですか、健康増進課で子どもはぐくみ医療助成費、これがかなり増えているということです。これはこういったことが原因か

ということ、それから、広域医療課のアの救急医療費対策で、小児救急医療総合対策事業費、これ相談件数がかなり増えたということで、電話代などが増えているという説明でしたけれども、こういった中身が多いのかということ。

それと、もう一点、地域福祉課のほうで①のア、福祉・介護人材確保対策事業費、これが予定より減っているということですが、これ、福祉介護人材確保をする上で大変大事なところだと思うんですが、なぜ減っているのか、この説明をお願いしたいと思います。

それともう一つ、5ページの老人福祉費の⑤のア、介護給付費負担金、これも減っているということですが、この中身について教えていただけますか。

大端健康増進課長

ただいま、上村委員さんのほうから子どもはぐくみ医療助成費の補正額の件について御質問いただいております。平成28年度の実績見込みが増額になったということで、詳細についてははっきりしたものはないのですが、インフルエンザや胃腸炎といった感染症の流行などが幾らか影響しているものではないかと考えるところでございまして、その分、実績額で見込みを立て、増額のお願いをしているところでございます。

上村委員

分かりました。

原田医療政策課長

ただいま、上村委員のほうから＃8000での相談件数ということについて御質問がございました。相談件数につきましても近年増加傾向にありまして、平成27年度は年間9,226件、前年度比113パーセントの伸びとなっております。そのため、利用者から電話がつながりにくいといった声が聞かれるようになりまして、更なる相談体制の充実を図るため、平成29年度より相談件数の多い時間帯、18時から23時までを1回線から2回線に増強して対応するという事にいたしております。

相談内容でございますけれども、家庭でどのように対処すればよいかでありますとか、すぐに医療機関を受診させる必要があるかといったことをお電話で相談されるケースが多いようでございます。

酒巻地域福祉課長

上村委員のほうから地域福祉課の福祉・介護人材確保対策事業費の減額補正の内容についてということでございます。補正前の額として1億1,900万円弱を計上させていただいております。先ほど、喜多委員のほうに御答弁させていただきました、様々な人材育成事業を行っているところでございます。このうち、減額させていただく1,300万円の主なものにつきましては、先ほど説明させていただきました、要は就職後の人材育成、各施設でキャリアアップを図る研修等々を行っているのですが、それに対する補助を行っている部分がございまして、そこで約400万円程度、また、各施設で介護福祉士の資格を取りに研修あるいは実際の試験へ行く場合に、代替要員を行う場合に補助事業という形で

500万円程度で減額補正が出ておりまして、補正の内容の大きなものとしては以上の二点でございます。

渡邊長寿いきがい課長

老人福祉費の介護給付費負担金についての減額補正についての御質問がございました。まず、この介護給付費負担金ですけれども、介護保険に要する費用につきましては保険料が50パーセント、公費が50パーセントとなっておりまして、この公費50パーセントの内訳の居宅サービスにつきましては、ごく簡単に申し上げますと、国が25パーセント、そして県が12.5パーセント、市町村が12.5パーセント、施設サービスにつきましては国が20パーセント、県が17.5パーセント、市町村が12.5パーセント負担しておりまして、今回の負担金といいますのは、今申し上げたような県が負担する部分でございます。これにつきまして、平成28年度の当初予算におきましては、118億円超を計上していたのですが、市町村の所要額が当初より下回ったために減額補正をお願いするところでございます。

上村委員

この市町村の所要額が減ったおおよその原因とかいうのは、分かるんでしょうか。

渡邊長寿いきがい課長

詳細確認についてはこれから必要と考えてはおりますけれども、概要で申し上げますと、施設系のサービス、今、介護療養病床への転換ということで、それが減少したことによりまして施設サービス費が減ったということで市町村の負担が減ったというふうに把握しておるところでございます。

上村委員

ありがとうございます。大体概況を教えていただいたので、分かりました。

では、質問にいきたいと思います。

まず、高齢者の介護サービスについて伺います。今年の4月から市町村で要支援者の総合事業が始まりますけれども、この事業について、幾つかお聞きしたいと思います。

まず一点は、県内の要支援1、2の方、何人ぐらいおられるのでしょうか。また、そのうち、今回改定となった通所介護、訪問介護を利用している方は何人おられるのか。何割程度でも分かる範囲で構いません。ちなみに、全国平均では要支援1、2の方のうちの四、五割と言われておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

来代委員長

小休します。(11時21分)

来代委員長

再開します。(11時21分)

渡邊長寿いきがい課長

まず、県内の要支援1, 2の方の状況ですが、これは我々のほうで公示している平成26年度の年報ということになりますけれども、県内におきましては要支援1の方が6,373名、そして、要支援2の方が7,784名ということになってございます。

また、どれぐらいが新しい総合事業に移行しているのかということにつきましては、基本的には要支援のサービスを受けている方というのは市町村が総合事業に移行したときの対象となりますので、そのうち、どの方がどれぐらいサービスを受けるかというのは現状では分かりません。

上村委員

私の聞き方が悪かったかなと思うんですけども、では、そのうちで通所介護、訪問介護を利用している方はどのぐらいおられるのでしょうか。新しいサービスに移行する、しないではなくて、現状で今まで介護保険の通所介護、訪問介護を利用していた方ということでお聞きしたい。

来代委員長

小休します。(11時22分)

来代委員長

再開します。(11時23分)

渡邊長寿いきがい課長

今、手元にはございませんので、後ほど調べます。

上村委員

ちょっと詳しいことが分からないということなんで、また是非調べていただきたいと思います。

この4月からの事業で介護サービス、何がどう変わるんでしょうか、御説明をお願いします。

渡邊長寿いきがい課長

まず、今回の制度改革ですが、平成26年の介護保険法の改正によってなされておりました、施行は平成27年の4月から、経過措置によって最大平成29年の4月からということになっておりますので、それで、大きくは新しい総合事業につきましては、要支援1, 2の方に対する訪問介護、通所介護について、市町村の地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業、新しい総合事業に移行できるというものでございます。

それで、内容につきましては、全国一律で今まで予防給付という中で訪問介護、通所介護ということを行っていたのですけれども、現行のサービス相当に加えて市町村の中で既存の介護事業所等を活用した、いわゆる緩和型のサービス、そういったものができるようになるということでございます。

上村委員

市町村の取組はどうでしょうか。もう4月はすぐ目の前ですけれども、現状については是非お聞きしたいと思います。

渡邊長寿いきがい課長

県内の状況ですが、この平成29年4月という最終の期限を前に既に移行している市町村は7市町村ございます。具体的には、鳴門市、吉野川市、阿南市、佐那河内村、石井町、神山町、美波町の7市町村でございます。その他の市町村につきましては、今年の4月からの移行ということになってございます。

それで、まず新しい総合事業に移行したら、すぐに緩和型のサービスに移行しなくてはいけないかという、そういうものではございません。現行のサービスを継続して実施することは可能です。ですので、移行した上で市町村が地域の実情に合ったサービス内容を検討していくというのが制度の趣旨で、その点については厚労省のほうもそういうふうに説明をされております。

現実には、7市町村が県内で移行されておりますけれども、緩和型のサービスを実施しているのは鳴門市と神山町のみでございます。他の既に期限前に移行している5市町村につきましては、まず移行した上で、その上で今、市町村において地域の実情に合ったサービスを検討しているという状況でございます。

上村委員

鳴門市と神山町ではもう既に緩和型のサービスに移行しているということですのでけれども、鳴門市は平成27年4月から移行ということで取り組んできましたけれども、県は鳴門市の取組をモデルケースとして県下に広げたいと、かつて言われていたと思います。鳴門市での取組状況について、分かる範囲でいいですので教えていただきたいと思います。

渡邊長寿いきがい課長

鳴門市が新しい総合事業に移行したのは平成28年の4月でございます。まだ1年弱というところでございますけれども、鳴門市におきましては、既存の法人を生かしました緩和型のサービスということで、これは通称で言うと訪問型サービスAというパターンでございますけれども、そういったものとか、通所型のサービスの緩和型というものを実施しているところでございます。

その上で、市内に拠点を置く事業所のうち、訪問事業所が市内には29あったのですけれども、そのうちの22が緩和型サービスも合わせて実施をする、要は現行相当のサービスをプラスして緩和型もサービスをやっているというような状況でございますし、通所のサービス事業所につきましても、市内に拠点を置く事業所が30あったわけですが、そのうちの23が現行相当に加えて緩和型サービスも併用して提供しているということで取り組まれております。

上村委員

ありがとうございます。今回の改定というのは、介護認定で要支援1、2と判定された

方に対する介護サービスのうちの通所介護，いわゆるデイサービスと言われている部分と，訪問介護，ヘルパーさんなどが行っている訪問しての介護，これを今までの介護保険事業給付から切り離して市町村が独自に行う総合事業というサービスに移行するものと承知しています。

鳴門市では，昨年4月から，おっしゃられたように新たに介護サービスを受けたいと介護認定の申請をした方とか，介護認定期間がその間に切れて再申請を行う方については，まずチェックリストで介護保険による認定調査を受けるかどうかを振り分けられているのではないかと思います。このチェックリストは25項目あるんですけれども，これでサービスの決定も審議会を経ることがなく介護保険から外されて緩和型のサービスに移行される方がいるということで，私はこの点はちょっと問題があるなと思っているんですけれども，先ほど説明もありましたけれども，鳴門市での総合事業の考え方については，何点かホームページでも見られますけれども，中でも訪問型サービスAといって緩和した基準によるサービス，生活援助など，調理，掃除とか，その他ごみの分別とかごみ出し，重いものの買い物代行等で，専門家でなくてもできるような，そういったことを中心にやるというサービス。それから，訪問型サービスBといって住民主体による支援で，これはボランティアの方などが生活援助を，布団干しだとか階段の掃除とか，買い物代行や調理とか，ごみ出し，電球の交換，代筆と，本当に至れり尽くせりのそういったサービスをするということで，充実してきているかなというふうには思うんですけれども，問題は費用について，現行サービス費用を上限としてサービス提供内容に応じ適切な設定が必要ということで，要するに現行より安く設定することが前提になっているわけです。ですから，今までは事業所にとったら介護保険で全国一律の給付が受けられていたのが，この鳴門市に関しては同じようなサービスをしていても現行より安い単価になると。そうすると，専門家も余り置けないので，どうしても無資格者の方で，法律が許す範囲内でそういった方，労働者雇用型と言っていますけれども，そういった方にサービスをしてもらおうと。これ，受けるほうは一見自己負担も減りますので喜ばれているということも聞きますけれども，本来，やはり介護保険できちっと社会的に介護を行うといったときに，介護の重度化を防ぐというところで，専門家がきちっと関わって介護度が上がらないように，重症化しないようにいろいろな支援をしていくということが介護保険の一つのうたい文句だったと思うんですけれども，これから外れて，いわゆる資格を持っていない方，専門的な勉強を余りされていない方が関わっていくので，取りあえずの支援はできるかも分かりませんが，ちょっと問題があるということで，これはいろいろ専門家の間でも反対の声が上がっていたサービスになるわけです。

これを県下に広げるとなりますと，今まで訪問介護，通所介護で介護保険の下でサービスを受けられていた方が，知らず知らずチェックリストで振り分けられて，市町村のそういったサービス，緩和型に移行させられると。そうすると事業者にとっても収入減になって，今までの収入が維持できないわけですから事業所が減ったり，また，専門家として配置されていた介護福祉士さんとかリハビリの方とか，そういった方がなかなか採算が合わないということでよそへ移ってくれというようなことになったりする，そういうことで，総合的に見ると，この高齢者，特に介護を受けている方にとってはマイナスになるのではないかなということをお心配しているわけです。

この点については県はどうお考えでしょうか。

渡邊長寿いきがい課長

まず、今回の制度改正につきましては、平成26年に法改正をしていますけれども、改正の前に厚生労働省の審議会において必要な制度について市町村の代表を含め、学識者も含め、参加していただいた審議会を経て意見集約し、法改正をしたものです。国会の議決も経ております。それについて、県としては適切に運用していくべきものと考えております。

まず、多少誤解があるのかなと思うのですが、まず緩和型サービスの単価を減少させていくと、減るということなんですけれども、現行相当のサービスも、当然できます。それについては現行、従前の単価と同じ費用が設定できるわけです。まずそれがあつた上で、その対応に応じて緩和したサービスを提供することができる。要は、サービス内容も従来の予防給付一律ではなくて、その人に合ったサービスを提供できる。その上で、その人に合ったサービスが従来の予防給付よりも軽度であれば、必要ないのであれば、そのサービス量が減りますので、それに応じた単価設定をするということになっていますので、全てが全て減っていくというものではないということは、御認識いただければというふうに考えております。

また、単価設定に当たりましては、国のほうからも、これまでもガイドライン等が示されておりますけれども、平成28年10月27日付で改めて単価設定の在り方についての事務連絡等がなされておりますので、我々としては県もしっかり市町村に周知しておりますので、それを踏まえて市町村において中味、内容に応じて引き続き設定していく、今後設定していくべきものと考えております。

また、チェックリスト云々という話があつたのですが、まずその人に合ったサービスをどのように提供していくかにつきましては、従前と同様にケアマネジメントにつきましては、地域包括支援センターが従前も、今までもそうでしたがやっていくということで、そこは変わっていませんので、安易にサービスを少ないものに合わせるとか、そういうようなことは一切ございませんので、そこは御理解いただきたいというふうに考えております。

また、人材につきましても、何でもかんでも無資格者ということではなくて、例えば、鳴門市が実施するに当たりましては、緩和型のサービスを提供するに当たりましては、市のほうでしっかりと人材育成の研修を行った上で、その修業した人を使って実施しております。そういうものをシルバー人材センターもしかり、そういったふうになっていますので、何でもかんでも無資格者ということではなくて、一定必要な研修を受けた人が担っているということでございますので、県といたしましてはそうした網羅的に、しっかりと円滑な運用ができるように市町村の下支えをしていきたいというふうに考えております。

上村委員

制度変更については、いろいろ説明もありましたけれども、一概にサービス低下にはつながらない、質の低下につながらないということですが、実際に鳴門市ではこのチェックリスト、25項目あるんですけれども、これは前から介護保険を申請する方については使って、介護保険から漏れた方については予防介護給付ということで事業を行われていた

もの、そのまま適用されていますけれども、今までは介護保険を利用したいとなれば、ケアマネジャーさんに相談したりして要介護認定というのを、非常に実際にその方にお会いして、いろいろ動作をきちっとチェックをして、いろいろ専門家が見て判定をしていくという、そういう手続を経ていたのですけれども、今回の改定で、まず介護申請をすると新しく介護認定を受ける方については、この基本チェックリストで支援センターのケアマネジャーさんがするのでありますが、振り分けられてしまうんです。この方については正式な介護認定調査を受けていただく。この方は軽度なのでチェックリストで振り分けて、市町村が行う総合事業に移行してもらう。その段階で介護保険をきちっと利用したいということで、申請をしていた人についてもそちらに誘導される可能性があるんです。利用者の方はそんなにプロではないので、制度のことについて詳しいわけではないので、このチェックリストでいろいろ聞かれて、答えて、あなたはこちらのサービスがいいですよと言われれば、必然的にそこへ誘導されるので、実際に鳴門市は現行サービス費を上限として、現行より安く設定することが前提だということでサービスを組んでいるわけです。全国ではいろいろ既に実施されて、いろんな問題が起こっていますけれども、まだ徳島県では鳴門市、神山町で先行されたところで、特にそんなに問題ということは私も聞いていませんけれども、全国の例で見えていくと、やっぱりできるだけ介護保険は利用させない、要支援1、2の方については市町村の事業に移行させると、そういった誘導がこれからどんどんされてくるようになる。厚生労働省は、ゆくゆくはこれ要介護1、2の方にも広げると。ですから、私たちが問題だと思うのは、介護保険という制度を使って介護保険料を皆さんから40歳以上の方から集めておきながら、いざ自分が介護を受けたいとなった時に、もう今までの介護サービスが受けられなくなる、そういったことで後退していつているのではないかということで問題にしているのです、ここでいろいろ言い争っても国の制度だということで言われてしまうのであれですけれども、是非ともやっぱりこれから高齢者がどんどん増えてくるこの徳島県で、介護保険の範囲でそういったサービスが質が落ちたり、また介護度が重度化していくと、こういったことがないように、県としては慎重に進めていただきたいと思います。

これからの成り行きも私も見守りながら、いろいろ問題があればまたその都度申し上げていきたいと思いますが、この点については私の意見を述べさせていただいて、ちょっと時間が余らないので、次、子供の医療費助成についてお伺いします。

本会議で知事が市町村の足並みがそろったところで検討して、医療費助成を中学修了まで拡大したいと表明して、私たちも大変これは喜んでいるところです。昨年11月議会で達田議員が一般質問で行った時には、県は否定的なことを言っていたと思いますので、一体どういった変化なのかなということもあるんですけれども、県民にとっては大変歓迎すべきことだと思っています。

そこで、お伺いしたいことが二点あります。

一つが、全ての市町村で足並みがそろうのがいつ頃で、県の負担はどのぐらいになると見積もっていますか。

二つ目が、現在、中学校修了まで助成を行っている市町村でも、外来とか入院で一部負担があったり、保護者の所得制限があったりと、まちまちの制度になっていますけれども、是非県として統一したものにしていきたいと思いますが、この点についてはど

うお考えでしょうか。

大端健康増進課長

ただいま、上村委員のほうから子どもはぐくみ医療費助成制度につきまして、御質問を頂いております。

まず一点目、全ての市町村が中学校を対象とする拡大がいつかというお話でございますけれども、現在のところ、全24市町村のうち20市町村で中学校まで、またそれ以上に助成の対象となっております、4市町が残っております、そのうち2市は既に条例改正を行っております、この4月から改正済みと。あとの2市町につきましては、現在市町議会で条例案を審議中というふうに伺っておりますので、早ければ今年度中には各市町村の足並みがそろって、来年の4月から中学校まで助成対象が広がるというような状況でございます。

それで、次に、幾らかかるのかというふうな話でございますが、今現在のところ、市町村の状況を見守りながら準備作業を進めているところでございまして、精査はまだできていないのですけれども、粗い計算では1学年当たり、年間県負担分で6,000万円から7,000万円程度の増額が必要になるのではないかとというふうに考えております。

それともう一点、一時負担金等各市町村の制度がばらばらというところを統一してはどうかというふうなお話なのですけれども、子どもはぐくみ医療費助成制度につきましては、子供の疾病の早期発見、早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減を図るために、地方単独事業といたしまして、実施主体であります市町村に対して県から助成事業の2分の1を助成しているところでございまして、実施主体が市町村になっておりまして、市町村単独の取組によって拡大を図ってございましたり、一部負担金の免除をしたりしております、県が全ての市町村を同一のものとする制度設計については、難しいのではないかと考えているところでございます。

上村委員

分かりました。できるだけいいものになるように頑張っていただきたいと思います。

もう一点、小中学校の給食費の補助について伺いたいと思います。

学校給食の無料化、無償化が今進んでいまして、自治労の学校事務協議会の直近の調査では、全国で64自治体が全額補助、224自治体が何らかの補助を行っているそうです。最近では、千葉県の大多喜町が今年1月から中学校の給食、全て無料と。四国では、新聞報道もありましたけれども、愛媛県の宇和島市で4月から市立の小中学校に通う全ての生徒、4,900人を対象にして給食費を無料にすると、そういった取組が行われています。

徳島県では、ちょっとまだ二つの自治体しか部分補助をしていないということで、取組としては遅れているかなと思うんですけれども、国は学校給食の公会計化を今検討しています。公会計化については様々な経過があって、時間がないので、ここでは余り詳しく述べませんが、完全に公会計化されれば、いずれ義務教育の完全無償化の問題で、学校給食も公費負担へという流れになることが予想されるので、是非子育てするなら徳島でを名実ともに県民に実感してもらって、県外からも移住・定住対策で選んでいただく、また、貧困対策としても取り組んでいただけないかなと思うんですけれども、この点につい

てはいかがでしょうか。

後藤学校教育課長

上村委員から給食費の公会計化についてという御質問でございますけれども、給食費の公会計化といった場合には、保護者から集める給食費について、市町村の歳入予算として計上して、市町村にお金を納める。また、市町村で給食の食材費等の支払いのために歳出予算として計上して、納入業者等へ支払う。給食費を公金として扱うことで、公会計化しているということがあります。県内でもこうした意味で公会計化をしている市町村が幾つかあると聞いております。ただし、公会計化しているといった場合でも、給食費の集金業務や督促業務をどこが行うのか、学校が行うのか、市町村が行うのかとかいうのが、また別の問題になっておりまして、学校現場で行っているところ、市町村のほうで行っているところ、それぞれ市町村の実情に応じて対応していただいているというふうな現状になっております。

上村委員

状況は分かったんですけれども、公会計化の説明をしていただきたいのではなくて、この給食の無料化について、県としてはどう考えているのか。私は是非取り組むべきだと思っているんですけれども、その点についてはいかがですか。

後藤学校教育課長

小中学校の給食費の無償化につきましては、基本的にやはり学校給食法で調理のための施設設備に要する経費や、調理員の人件費等については学校給食を実施している義務教育諸学校の設置者が負担し、食材費など、それ以外の学校給食に要する経費については保護者が負担するということが今も学校給食法で定められておりますので、やはりそれが基本だというふうに考えております。

ただし、経済的理由により給食費を納めることが困難な家庭に対しては、補助の援助をする制度も定められておりますので、そういうふうな制度がきちんと行き渡るように。また、今後の国の動向等を見定めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

上村委員

もう時間がないので、この問題については引き続き追及していきたいと思っています。これは是非とも次の子供の貧困化対策でも大きな焦点になってくると思いますので、検討をお願いしたいと思ひまして、以上で終わらせていただきます。

来代委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。

なお、再開は午後1時といたします。(11時48分)

来代委員長

再開をいたします。(13時04分)

長尾委員

今日は、危機管理と警察の交通関係が答えられないというので、若干ちょっと中途半端な答弁になるのかなと思うんだけど、一応関係するところがきているので、ちょっとお聞きしますが、先日、本会議で、私、高齢ドライバーの交通事故防止対策について質問いたしましたして、従来、県警本部が高齢者の交通事故防止のために個人タクシーの1割引とか、そういう優遇制度、メリット制度というのを取り組んできたわけだけども、県が知事部局で本格的に取り組まなければ進まないということで知事に質問をして、知事のほうからは、一つは自主返納サポート制度の創設、これはいろいろな優遇制度ということで、商工、労働観光の関係もあり、これは経済委員会でお話をして、危機管理と連携して取り組むというような話もあり、また、持続可能な公共交通網の在り方について、しっかりと検討を進めると、これは県土整備部の考えかと思うんだけど、こういったことが今後、具体的にどういうふうに取り組んでいくのか。

さらには、高齢者交通安全推進委員制度というのがあるわけですが、この高齢者交通安全推進委員と地域包括支援センター、保健福祉部の関係かと思いますが、あと民生委員などが警察と連携をして新たな戸別訪問によるきめ細やかな安全運転呼び掛け活動を実施すると、こういう知事からの答弁があったわけでありまして、その中で一応ここに関係している人にお聞きをしたいと思います。

まず一つは、この持続可能な公共交通の在り方についてという高齢者の足、免許証を返納した後の人たちの公共交通の在り方、今後どういう検討を進めていくのか。

それともう一点は、新たな戸別訪問によるきめ細やかな安全運転呼び掛け活動をどのように実施していくのか、この二点についてお聞きしたいと思います。

富久県土整備政策課長

本会議におきまして、長尾議員の御質問に対しまして、知事のほうからは、一つは、運転免許証の自主返納を促進するためということで、県内の自治体や主要なバス事業者に協力を呼び掛けた結果、本年1月には路線バスの運賃半額サービスが開始されたというふうな御答弁をさせていただきました。また、今後は経済団体や事業者と連携した買い物や飲食の割引など、自主返納サポート制度の創設に今後しっかりと取り組んでまいりたいというふうなことを考えておるところでございます。

また、病院受診や買い物など、生活に身近な地域公共交通の維持・確保、これにつきましては、来年度になりますけれども、県や市町村、バス事業者で構成する徳島県生活交通協議会の地域別ワーキング部会に来年度から国、それから鉄道事業者を加えまして、地域の実情に即した持続可能な公共交通網の在り方、これをしっかりと検討してまいりたいというふうなことで御答弁をさせていただいております。

今後、その詳細につきましては来年度、これから今準備という段階にはありますけれども、知事から御答弁させていただきましたことにつきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

久次米生活安全部長

戸別訪問による呼び掛け活動の関係でございますが、交通部門が主になるわけなんです、実は県警では今、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトというのを推進しております、これ、いわゆるラッピングバスでふれあいこだま号と申しまして、車両で、特に山間部等へ出向きまして、それで高齢者等を集めて講習をしたり、あるいは、いわゆる未組織高齢者ということで、戸別に御自宅を訪問して、こういった交通事故防止、それから生安部門としましては、特に特殊詐欺が今増加しておりますので、高齢者の特殊詐欺防止等々を呼び掛ける活動を行っておりますので、今後、更に知事部局、更に県警、全庁的にこれについて拡大するように検討していきたいというふうに考えております。

長尾委員

本当は危機管理部がいれば一番いいんだけど、危機管理部を中心と言うんだけれども、今後、高齢者の事故が大変多発しているということは指摘されたとおりでありますので、是非知事が答弁した内容をより新年度、しっかりと、という表現がそれぞれ付いているんですけれども、しっかりと早く、スピード感を持って対応をお願いしておきたいと思えます。

次に、高齢者も含めて、一番最初に説明資料にありました中に、公営住宅の供給というところがあって、公営住宅の整備を推進し、適正な管理を行うことにより、住宅に困窮し、自力での確保が難しい高齢者、多子世帯等に対して低廉な家賃の住宅供給に努めるという一般的な表現はあるんですが、私もこれ、平成3年から議員をやっていて、記憶は定かではないんだけれども、今のところ、県の県営住宅の申込みというのは年に4回、これが固定している状態であります。私もこれ、26年やっていて、その住宅の担当者も毎年、年に4回だから、規則正しく同じことの繰り返しをずっと26年間やっていると思うんだけれども、しかし、その26年間に時代は変化して、正に少子高齢化が進んで、県政は高齢者といっても様々な人がいる、そういう人が増えてくる、少子化もある。そういう中で、こういう年に4回の申込みのスタイルでいいのか。つまり、御承知のように他県では随時入所申込みというのをやっている。一般募集、随時。その随時というのも、様々な随時があって、年に4回なり年に6回なり申し込んだ後に、申込みがなかった住宅、部屋、そこを改めて随時募集というような所もあれば、一つの政策角度を持って特例の高齢者、それはどういうことを指すかというのは、また違う話。ないしは結婚をする、子育てをする、そういう人たちを対象にした、特例とした随時の募集とか、県ないしは市によってこの随時の募集をやっているのは様々でありますけれども、本県は、これは私の知る限りでは、この二十数年間、年に4回、もちろんその中には高齢者、障がい者、またひとり親家庭を対象とした制度というものはあるわけですが、ただ年に4回、3か月ごとというこのスピード、一般の民間は正に随時で不動産屋さんとかいろいろな所で相談ができるわけだけれども、県は年に4回という制度をやっている。このことをある意味見直す時期にきているのではないかと。本当に高齢者ないしは少子化ということを考えた時に、県住宅としてはもっとそうした対象の方々を対象に、もっと一工夫する時期がきているのではないかと思うんだけれども、認識をお聞きしたい。

富久県土整備政策課長

県営住宅の入居につきまして、委員お話のとおり、現在年4回ということで、2月、5月、8月、11月というふうなことで入居者を募集をしておるところでございます。そして、募集住宅の約8割が抽選入居で、そのうち約2割を優先入居というふうなことで、ひとり親家庭、高齢者の方、障がい者世帯、そういうふうなところに配慮をしておるというのが現状でございます。

それで、委員お話の、年4回以外の随時入居につきましては、今現在は確かにできていないというふうな状況にありまして、ちょっと何年、いつ頃かというのは今、手元に資料はございませんけれども、長年こういうふうなやり方をしておるところではございますけれども、どういった募集の仕方したらよいか、委員の御提案もございましたので、今後、より良い入居、公募の仕方についても検討をしてまいりたいというふうには考えております。

長尾委員

そういう答弁があればいいんですが、要はもっと柔軟に対応できる体制を作ることが大事だと思います。やっぱり3か月というのはある意味では長い、切実な問題で、すぐという方もいらっしゃる。そういった方に、あそこが空いているのにといい批判を結構受ける。極端なことを言えば、毎日でなくても毎月やられてもいいんじゃないかと私なんかは思うんですけど、そうすると仕事が増えて大変だと、掌握するのも大変だということがあるかもしれないけれども、今は昔と違って全部コンピュータで空き室の管理だとかどうのこのなんていうのはやればできると思うし、そういう中で、もっと知事の言うスピード感を持って対応するという観点からすれば、この年に4回コンクリートみたいな制度でやってきているものを、もっと短時間で対象を区切って、そして的確にそういう今の趣旨の住宅を求める人たちに対する、私は県営住宅のシステム、制度というものを考えなくちゃいけない時期にきている。四国の他県でもやっている県もあるし、全国的に見てもかなりやっている。今日は土木部長がいないから、県土整備部長がいないから、副部長がいるけれども、今の課長の答弁を加えて、今後どうしていくかということ。

楠本県土整備部副部長

正に、長尾委員がおっしゃられたように随時募集していくということ、これも念頭に入れながら県営住宅を有効活用する。ただし、今、一定程度の期間を置かせていただいておりますのは、随時でやると、そのタイミングの人だけが対象になってくる可能性があるんです。特に優先の方、優先の方の中でもいろんなレベルと言ったら表現が悪いんですけども、ありますので、一定の空き室があって、その中で優先度というのも判断しますので、1戸空いて即というのでは、ちょっとそこらが民間との違い等はあるんですが、やはり常にそういった供給をしていく、どういうタイミングというのも、これは事務処理ではなくて、そういったことをちょっといろんな福祉部局とも御相談しながら対応してまいりたいと思います。必ず検討はさせていただきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

長尾委員

私の言ったのは、かなり理想に近い表現をしたとは思いますが、実際は冒頭にも

御紹介をしたように、全国でやっている所というのは、やっぱり特例とかいう言葉がついているように、全で一発でどんということではなくてやはり、何らかのものを設けながらやっていっているというのが現実だと思います。したがって、第一歩を踏み出すことが大事だと思うので、長年、二十何年続いてきたこの年4回という制度を、もうここらで本当に県が少子高齢化対策にこういう面でも踏み込んだということ、やはり私は県民に感じ取ってもらうことが大事だと。そうしないと、十年一日のごとく、お日さん西々でと、このような批判があってはいけない。時代の変化に対応した申込制度、そういったものを是非新年度、早期に検討していただくように重ねて要望しておきたいと思います。

それから、これは今日のマスコミの一般紙に載っておったので、これはどんな状況かだけお聞きをしたいと思います、「保育所の申込みが妊娠中からオーケー」という見出しになっています。これは厚生労働省が各市町村に通知を出す、こういう話であります。この記事をちょっと御紹介をすると、「保育施設を探す保活、婚活、妊活、保活と最近よく言われておるけど、この保活の負担を減らすため、厚生労働省は市区町村に対し妊娠中から認可保育所施設の利用申込みを受け付けることを求める通知を出す。制度上、現在も出生前から受け付けられるが、認めていない場合もある。混乱を避けるため、今年4月からの入所に向けた保活が終わってから通知を出す。厚生労働省が昨年実施した保活の実態調査では、役所での申込みのため、出産直後の体力が回復していない時期から、乳幼児を連れて何度も外出しなければならなかったといった声が寄せられていた。自治体によっては年度中の申込みを出産後に限っている所もある。通知には、妊娠中から入所申込みの受付を開始するよう努めると記し、自治体に対応を促す方針だ」と、こういう記事でございます。

そこでお聞きをするんですが、県内24市町村、ここでこの妊娠中からオーケーという所と、いや、だめという所の実態がどうなっているのか、また掌握されているのかどうか、ちょっとお聞きをしたい。

東條子ども・子育て支援室長

本日、通知が出ていたということにつきましては、私どもも新聞記事等を確認しているところでございます。厳密に今、妊娠中からというような所の、現時点での私どもの調査はございませんけれども、そういった通知が出るということに当たりましては、そういった情報も十分取りながら、市町村とともにどういった対応ができるのかというところを考えていきたいと考えているところでございます。

長尾委員

要は、県内24市町村の現時点での実態はどうなんですか。掌握しているのか、それとも掌握していないのか。

東條子ども・子育て支援室長

妊娠中かどうかということにつきましては、現実には数字を持っている状況ではございません。ただ、以前に少し議論になりました、ちょっと制度が違うところもあるんですけれども、入園予約制という制度がございまして、そういったところにつきましては県内で

も2市町がそういった制度を持っているというようなところは把握しているところでございます。

今後、そういった妊娠中からというところにつきましては、十分状況を把握しながら進めていきたいと考えております。

長尾委員

いずれにしても、この4月が終わってからの話というところでありますから、新年度の4月以降、国の通達が市町村に行くというところとあいまって、県としてもしっかりとこの厚生労働省の通達が実施できますように取り組んでいただければと、このように思います。いわゆる婚活、妊活、保活という女性の方は大変苦勞をするところを、切れ目のない支援ということがよく言われるわけけれども、正に切れ目のない支援を安心して一つ一つの段階が行けるように、県としてもしっかりと市町村と連携をとって対応をしていただきたいことを要請しておきます。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

なければ、以上で質疑を終わります。

来代委員長

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで、辞任の手續きにつきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議がなければ)

それでは、そのようにさせていただきます。

来代委員長

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この一年間、本当にありがとうございました。

私の意見でございますけれども、この次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会が去年できたんですけど、その当時は、ほとんどの人が地方創生対策特別委員会に行きたいとか、防災対策特別委員会だと言うんで、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会のほうの人氣はあまり私はなかったように思いまして、私は「少ないから来代さんこっちの委員会どうですか」と勧められたような思い出もございます。しかし、この一年間審議をずっと通しまして、私は人間が生きていく上では、子供にとっても、この子育てにとっても、いじめ問題にとってもこの委員会こそが人間の基本であり、お年寄りにとりまして、先ほど副議長が質問なさっておりましたけども、健康で元気で、そして自分の家で亡くなっていきたいと。これは私も年でございますので、皆そのような意見を持っていると思いま

す。だから、この委員会が地味でありまして、人間の根本たる基本の委員会であると思っておりますし、皆さんいろいろと質問していただきまして、吉田保健福祉部長をはじめ、皆さんには真摯にお答えを頂きまして、心から感謝を申し上げます。

どうか、この委員会で出た意見、あるいはいろんな希望は、皆さんが行政の上で実現させていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

また過疎対策でございせんけれども、マスコミの方もたった一人が、この一年間たった一人だけ、この席に詰めていただきまして本当にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

最後になりますけれども、時節柄、どうか健康に気を付けて、また私は希望としてはこの委員会にきたいと思っておりますが、決めるのは会長でございますのでどうか分かりませんけれども、またきた時には一員として一生懸命質問したいと思っております。

どうぞ皆さん、それぞれ元気で県政の発展に尽くされるよう心よりお願い申し上げます。て、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

吉田保健福祉部長

本日出席をいたしております理事者を代表して、一言、御礼を申し上げたいと思います。ただいま、委員長から非常に思いのこもった、丁寧なお言葉を賜り、大変恐縮いたしております。

委員長様、副委員長様をはじめ、委員各位におかれましては、この一年間、次世代人材育成・少子高齢化対策につきましましていろいろな観点から幅広い御議論を頂き、御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りまして、本当にありがとうございました。

この間、委員から頂きました貴重な御意見、御指摘を十分に踏まえまして、今後なお一層の施策の展開を図ってまいりたいと思いますので、今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日御出席の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。簡単で恐縮ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。

来代委員長

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(13時27分)